

修繕請負契約書(案)

1 業務の名称	相模台まちづくりセンター・公民館LED交換修繕			
2 履行場所	別紙仕様書のとおり			
3 契約金額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
(注)	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法並びに地方税法の規定により算出したものである。			
4 契約期間	契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める修繕料を業務完了後、請求するものとし、発注者は当該請求書が適法であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	☐ 前金払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☐ 概算払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☒ 確定払 (☒ 一括払 ☐ 分割払)			
	備考			
6 契約の保証	☐ 現金 円 ☐ 履行保証保険 円 ☐ 有価証券 円 ☐ 免除 (第 条全文削除) ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 円 (相模原市契約規則第34条第 号)			

上記について、相模原市を発注者とし、請負人を受注者とし、次のとおり修繕契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

収入
印紙

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
相模原市長 本村賢太郎 印

受注者 所在地
名 称
代 表 印